本号で公布された法令のあらまし

◇令和六年能登半島地震による災害についての災害対策基本法第百二条第一項の政令で定める年度等を定める政令（政令第四六号）（内閣府本府）

1　令和六年能登半島地震による災害について、災害対策基本法第一〇二条第一項の規定による地方債をもって地方公共団体の財源とすることができる年度を定めることとした。（第一条関係）

2　令和六年能登半島地震による災害について、災害対策基本法第一〇二条第一項の規定による地方債を財政融資資金で引き受けた場合における当該地方債の償還方法の特例を定めることとした。（第二条関係）

3　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇特定不法行為等に係る被害者の迅速かつ円滑な救済に資するための日本司法支援センターの業務の特例並びに宗教法人による財産の処分及び管理の特例に関する法律の一部の施行期日を定める政令（政令第四七号）（法務省）

特定不法行為等に係る被害者の迅速かつ円滑な救済に資するための日本司法支援センターの業務の特例並びに宗教法人による財産の処分及び管理の特例に関する法律（令和五年法律第八九号）附則第一条ただし書に規定する規定の施行期日は、令和六年三月一九日とすることとした。

◇児童福祉法施行令の一部を改正する政令（政令第四八号）（こども家庭庁）

1　東京都品川区を児童相談所設置市に指定することとした。（本則関係）

2　この政令の施行に関し、必要な経過措置を定めることとした。（附則第二項及び第三項関係）

3　この政令は、令和六年一〇月一日から施行することとした。

政　令

令和六年能登半島地震による災害についての災害対策基本法第百二条第一項の政令で定める年度等を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年三月八日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第四十六号

令和六年能登半島地震による災害についての災害対策基本法第百二条第一項の政令で定める年度等を定める政令

内閣は、災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第百二条第一項及び第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

（災害対策基本法第百二条第一項の政令で定める年度）

第一条　令和六年能登半島地震による災害についての災害対策基本法第百二条第一項の政令で定める年度は、令和六年度とする。

（災害対策基本法施行令第四十三条第六項の規定の適用の特例）

第二条　令和六年能登半島地震による災害についての災害対策基本法施行令（昭和三十七年政令第二百八十八号）第四十三条第六項の規定の適用については、同項中「四年」とあるのは「十五年」と、「一年」とあるのは「三年」とする。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣　岸田　文雄
総務大臣　松本　剛明
財務大臣　鈴木　俊一

特定不法行為等に係る被害者の迅速かつ円滑な救済に資するための日本司法支援センターの業務の特例並びに宗教法人による財産の処分及び管理の特例に関する法律の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年三月八日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第四十七号

特定不法行為等に係る被害者の迅速かつ円滑な救済に資するための日本司法支援センターの業務の特例並びに宗教法人による財産の処分及び管理の特例に関する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、特定不法行為等に係る被害者の迅速かつ円滑な救済に資するための日本司法支援センターの業務の特例並びに宗教法人による財産の処分及び管理の特例に関する法律（令和五年法律第八十九号）附則第一条ただし書の規定に基づき、この政令を制定する。

特定不法行為等に係る被害者の迅速かつ円滑な救済に資するための日本司法支援センターの業務の特例並びに宗教法人による財産の処分及び管理の特例に関する法律附則第一条ただし書に規定する規定の施行期日は、令和六年三月十九日とする。

法務大臣　小泉　龍司
内閣総理大臣　岸田　文雄